

競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の 自発的な研究活動等に関する実施方針

令和2年2月12日

令和2年12月18日改正

競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

科学技術イノベーションを支える人材力を強化するためには、一人ひとりが能力と意欲に応じて適材適所で最大限活躍できる環境を整備することが重要である。

科学技術イノベーションを担うのは「人」であり、世界中で高度人材の獲得競争が激化する一方、我が国において若年人口の減少が進んでいる中、博士課程進学者が減少傾向にあるなど、将来各分野において優秀な研究者の確保が困難になることが予想される。こういった情勢の中、科学技術イノベーション人材の質の向上、能力の発揮が一層重要になってきており、競争的研究費においても若手研究者の育成・活躍促進の観点から制度改革の推進が求められている。本件は若手研究者の研究能力を高め、優れた若手研究者に対して、競争的研究費において雇用されつつ独立した自由な研究環境の下での活躍を推進するものである。

また、若手研究者が自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動を実施することにより、若手自身の能力向上のみならず、元々のプロジェクトの発展への寄与、研究ネットワークの拡大、将来の不安の解消によるモチベーションの向上、キャリアパスとしてプロジェクトが位置付けられ、優秀な人材の確保に繋がる。こうして当該分野の若手研究者を育成、確保することは、雇用元のプロジェクトひいては我が国の研究全体の発展に資するものである。

2. 実施の概要

競争的研究費で雇用されている若手研究者は、当該プロジェクトに従事し、他の研究活動を実施する場合には、当該プロジェクト以外の雇用財源を確保することが必要であるが、現状では他からの財源が確保できない場合があり、一部の実施のみにとどまっている。

若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成（海外や所属するセクター外での活動を含む。）のため、各競争的研究費制度の目的等に人材育成が含まれる旨を明記し、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者について、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を、プロジェクトの推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動（以下、「自発的な研究活動等」という。）に充当することを可能

とする。

なお、適用に当たっては、プロジェクトの執行に責任を持つ研究代表者等（研究分担者を含む）（以下、「PI 等」という。）は若手研究者の自発的な研究活動等を積極的に支援することとする。

3. 対象制度

競争的研究費における各制度とする。

4. 対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- （１）民間企業を除く研究機関において、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者（ただし、プロジェクトの PI 等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く）
- （２）40 歳未満の者（ただし、競争的研究費制度の各制度の特性に応じ、40 歳以上を対象とすることを可能とする）
- （３）研究活動を行うことを職務に含む者

5. 実施条件

本実施方針の実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- （１）若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- （２）PI 等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- （３）PI 等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること（当該プロジェクトに従事するエフォートの 20%を上限とする）

6. 従事できる業務内容

上記 5 の全ての条件を満たす自発的な研究活動等（他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。）

7. 実施方法

本実施方針に基づく自発的な研究活動等の実施方法については、以下のとおりとする。

（１）公募要領等の記載

各競争的研究費制度の公募要領等において、各制度の目的等に人材育成が含まれる旨とともに、本実施方針に基づき、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者について、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動等に充当することが所属研究機関からの承認が得られた場合、可能である旨を記載する。

(2) 若手研究者の募集

プロジェクトの実施のために PI 等の所属研究機関が若手研究者を募集する際に、自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示す。

(3) 申請方法

申請に関する標準的な手続は、別添の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりとする。

なお、配分機関の求めに応じ、PI 等は、若手研究者による自発的な研究活動等の実施が承認された場合、当該プロジェクトの実施計画等にその旨を記載する。

(4) 活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、別添の「自発的な研究活動等の活動報告手続」のとおりとする。

(5) 活動の支援、承認取消

PI 等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が 5. の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI 等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

8. 配分機関による対応

配分機関は、若手研究者の自発的な研究活動等の実施状況に疑義が生じた場合に、当該自発的な研究活動等の状況報告を求めることができるとともに、5. の実施条件に違反していることが確認された場合には、研究機関等に対して、当該自発的な研究活動等の是正を求めることや当該研究者に支出した人件費のうち、自発的な研究活動等に係る人件費の返還等、必要な措置を講ずることができる。

9. フォローアップ

内閣府は各府省の進捗状況を把握し、公表するとともに、未対応の制度については、連絡会にてフォローアップしていく。

10. 関係法令との関係

補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）が適用される競争的研究費において、本方針に基づく若手研究者の自発的な研究活動等を実施することについては、同法第 11 条により制限される他の用途への使用には当たらない。

11. その他

本方針に基づき、明確にすべき事項が生じた場合は、必要に応じ FAQ を作成する等で対応することとする。

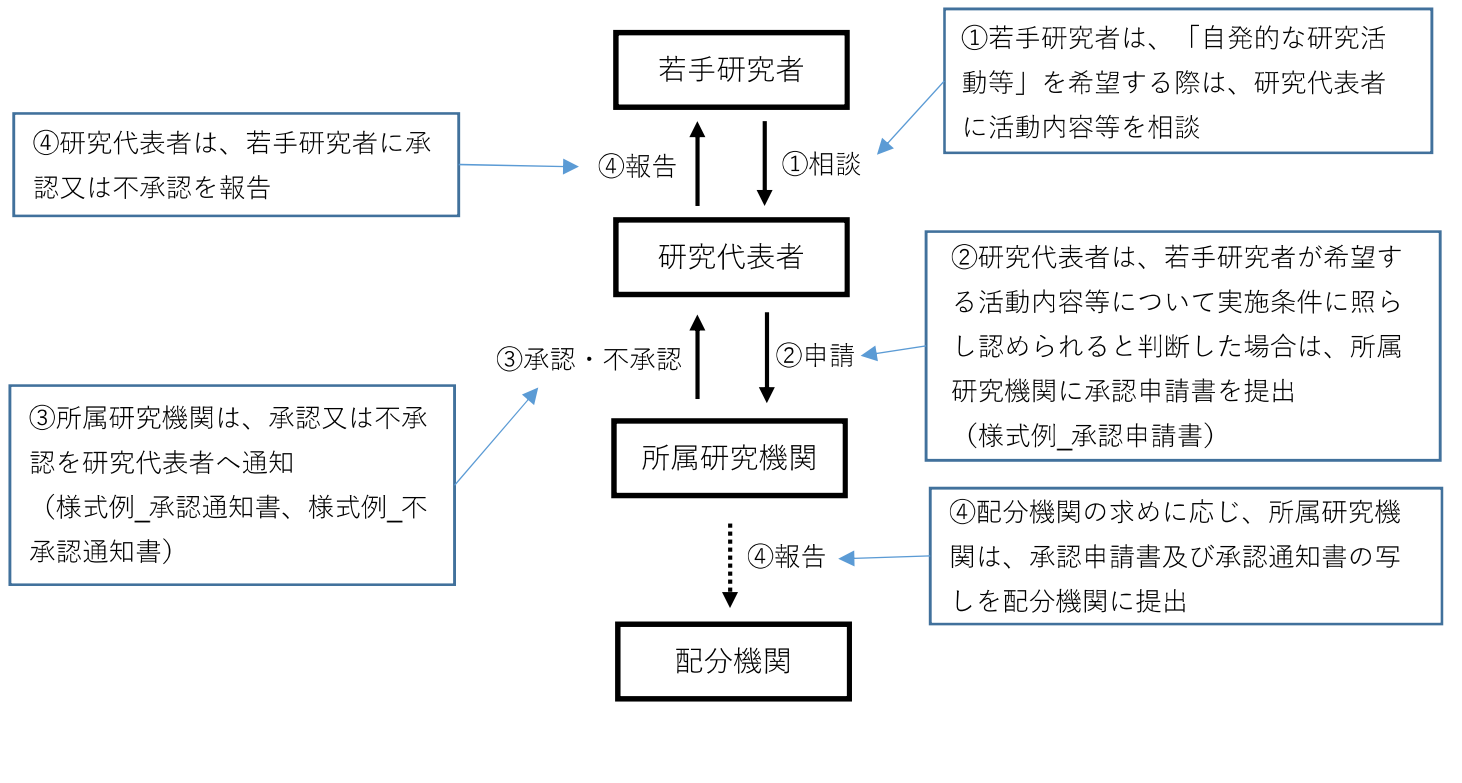
12. 適用開始日

本方針は、令和2年4月以降、新たに公募するものから適用する。ただし、各配分機関の判断により、令和元年度以前から実施されている事業や研究課題においても、令和2年度以降適用することを可能とする。

以上

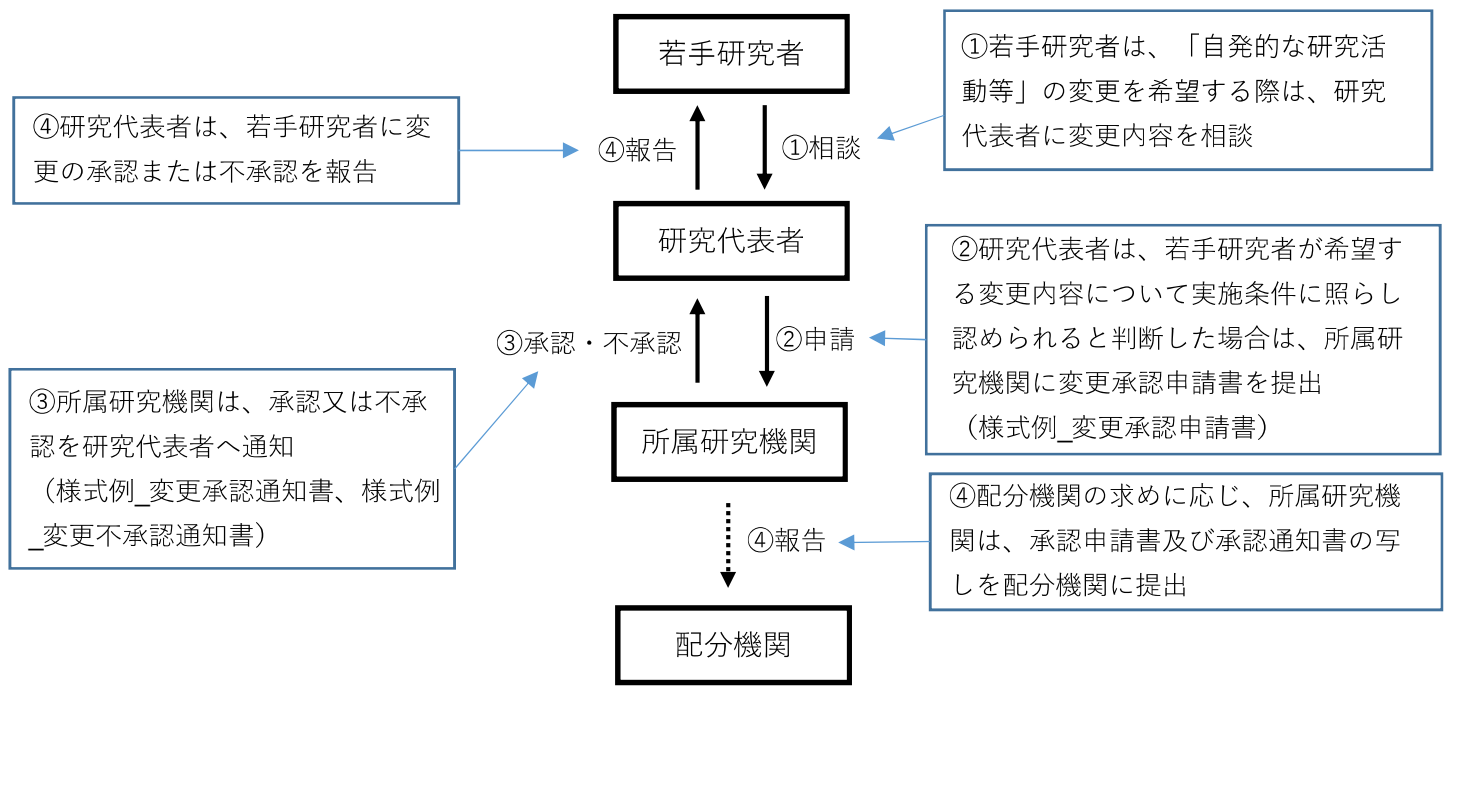
自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



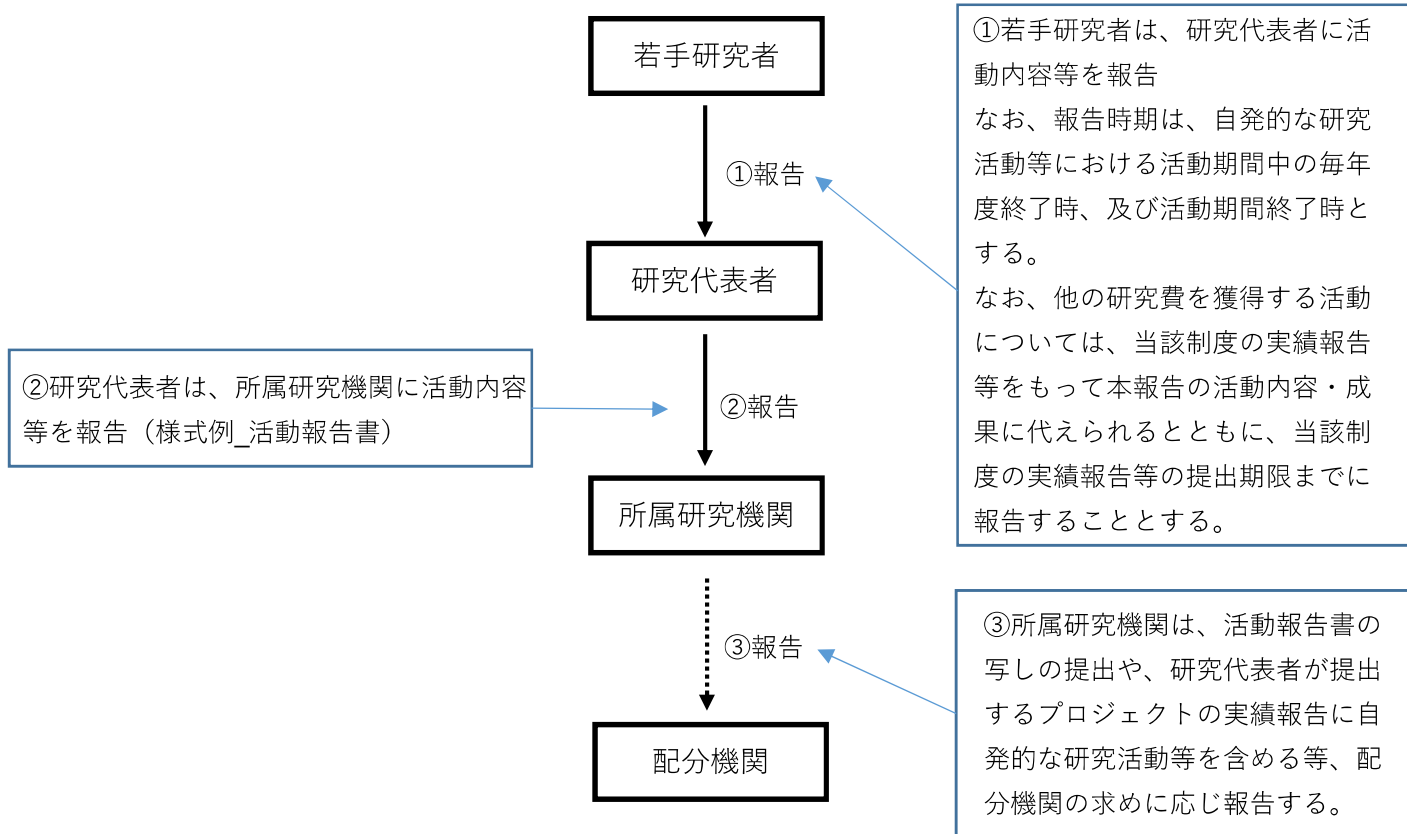
自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



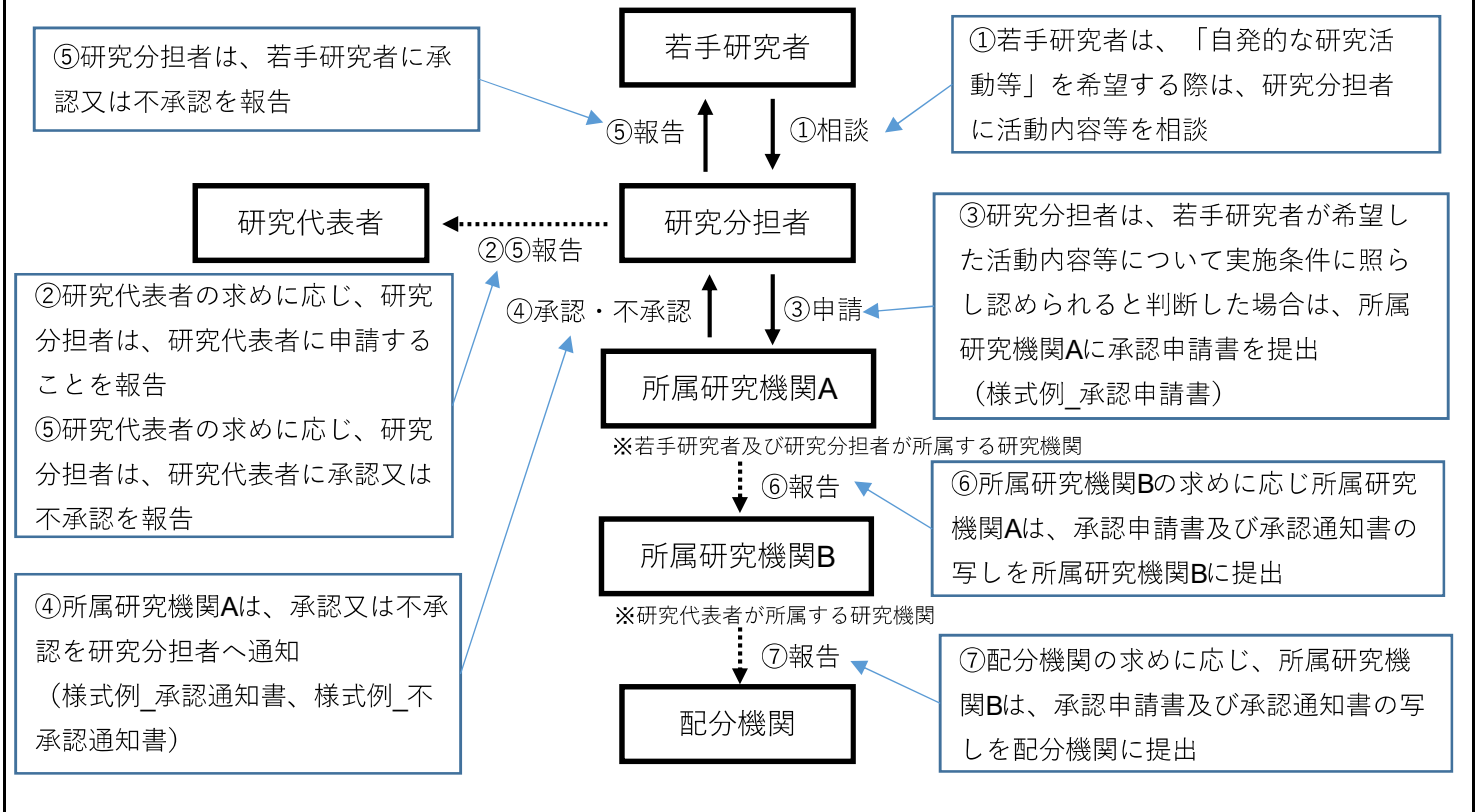
自発的な研究活動等の活動報告手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



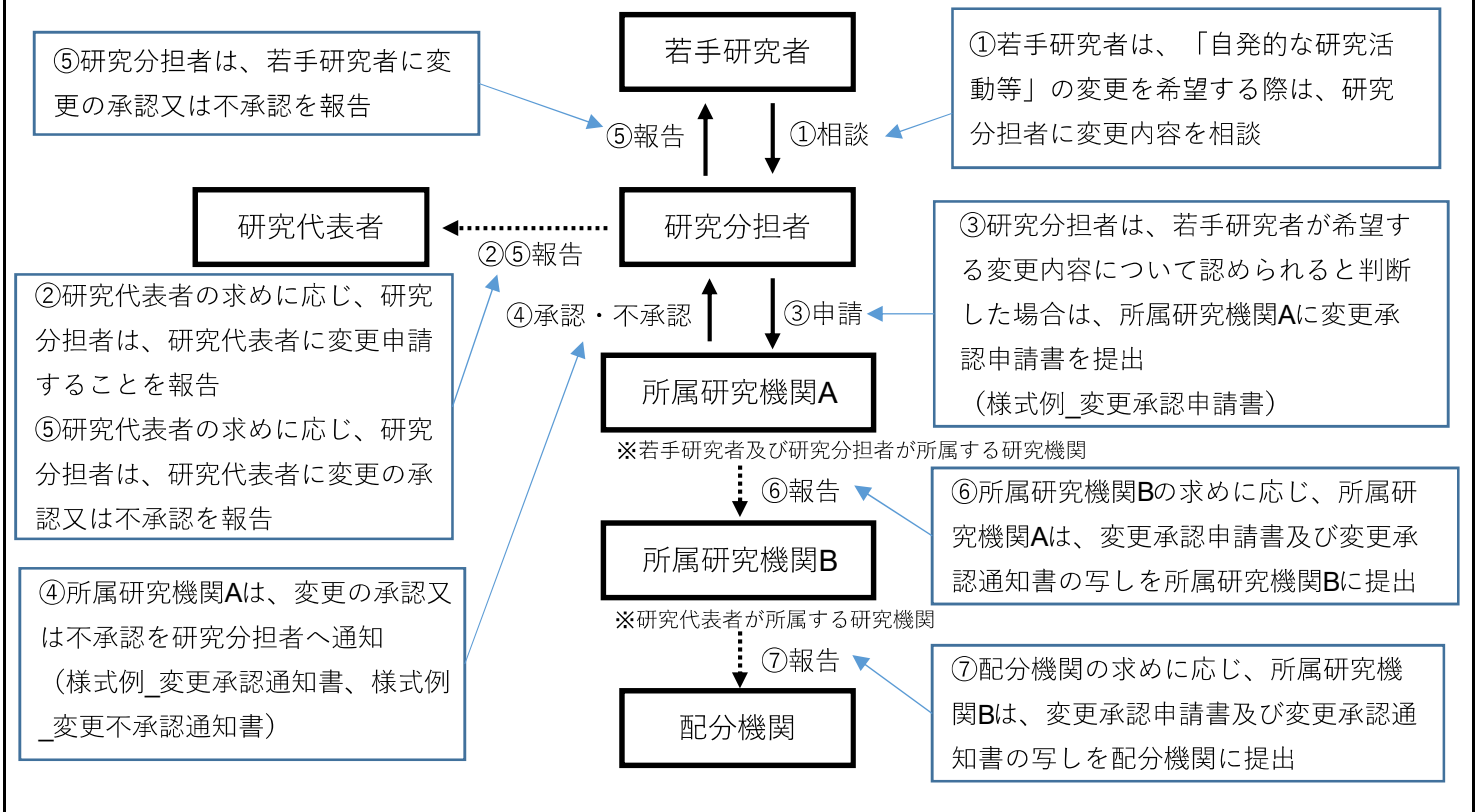
自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



自発的な研究活動等の活動報告手続

(研究分担者と同一の所属研究機関に所属する若手研究者の場合)

